

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 34 小委員会
事務局	一般社団法人 日本照明工業会

### <規格情報>

規格番号（発行年）	JIS C 8105-2-4 (201X)
対応国際規格番号（版）	IEC 60598-2-4（第2版 1997）
規格タイトル	照明器具—第2-4部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	その他の白熱電灯器具，その他の放電灯器具 エル・イー・ディー・電灯器具
廃止する基準及び有効期間	J60598-2-4(H23)：有効期間3年間

### <審議中に問題となったこと>

特になし。

#### 補足 1：適用範囲について

この規格の適用範囲の“電源電圧が 250 V 以下の電気光源を使用する一般照明用移動灯器具”は，家庭やオフィスにて広く使用される移動灯器具である。

今回の改正によって，適用範囲を規定する光源を“白熱電球，蛍光ランプ及びその他の放電ランプ”から，“電気光源”に広げて，LED 光源を用いた照明器具も適用範囲に含むものとした。



#### 補足 2：今回の改正の趣旨

今回，急速に普及している LED 光源を用いた照明器具を適用対象とし，我が国の安全法令で引用する LED 照明器具の技術基準とするために，この規格の改正を行なった。また，LED 光源を用いた照明器具をこの規格の適用対象とすることは，併読する JIS C 8105-1 の最新版に整合する。

現行の JIS C 8105-2-4 は対応国際規格 IEC 60598-2-4 第 2 版に整合しているが，IEC に先行して LED 照明器具をこの規格の対象とするために改正を行った。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
4.1	使用光源の範囲に LED 光源を追加した。	急速に普及しているLED光源を用いた照明器具を対象とし、併読するJIS C 8105-1の最新版に整合するため。また現在改正作業中であるIEC 60598-2-4の規定を先取りするため。
4.6.3	構造の箇条にて、安定性試験で適合光源の装着状態で行うよう規定した。	従来ランプより質量が大きいLEDランプの普及に伴い、使用時の安全性確保をはかるため。また、IECの改正予定事項を先取りするため。
4.11.1	感電に対する保護の箇条にて、差し込み形口金用ソケットを持つ照明器具にクラス0 I を追加した。	わが国で普及している電源接続方式に対応するため。
4.12	耐久性試験及び温度試験の箇条に、試験項目に JISC 8105-1 の2.7（熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験）を追加し試験順序を規定した。	併読するJIS C 8105-1の最新版に整合し、対応国際規格の改正予定事項を先取りするため。

<主な改正点>

	箇条	改正点	意図
4.1	適用範囲	光源の種類を、“白熱電球、蛍光ランプ及びその他の放電ランプ” から、LED 光源を含む“電気光源”とした。	LED 光源を用いた照明器具を適用範囲に入れる。
4.6.3	構造	安定性試験を適合光源の装着状態で行うこととした。	従来ランプより質量が大きい LED ランプの普及に対して、安全性を確認できる試験方法を規定する。
4.12	耐久性試験及び温度試験	試験項目に JISC 8105-1 の2.7（熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験）を追加した。	熱可塑性樹脂製照明器具普及に伴い、試験方法を明確にする。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第 2 - 4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	JIS C 8105-1 (以下、第1部) 0.3.1  第1部 4.27A	第1部 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。  第1部 4.27A 光出力 一般照明用のLED照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	第1部第4章 第1部第5章 第1部第14章 第1部第15章	第1部第4章 構造 第1部第5章 内部及び外部配線 第1部第14章 ねじ締め式端子 第1部第15章 ねじなし端子及び電気接続	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	第1部 4.26  第1部 12.5 第1部 12.6  第1部 12.7	第1部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段  第1部 12.5 温度試験 (異常動作) 第1部 12.6 温度試験 (ランプ制御装置が故障を起こした状態)  第1部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第 2 - 4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 1 項 続き				4.6.4  4.6.5	44.6.4 キャンドル形照明器具のスイッチ構造を規定している。  4.6.5 E5 ランプソケット及び E10 ランプソケットと定格電圧との関係、及び照明器具の最大電力を規定している。	
第三条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当  □非該当	第 1 部 3.2 第 1 部 3.3	第 1 部 3.2 照明器具の表示 第 1 部 3.3 追加の情報	
第四条	供用期間における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当  □非該当	第 1 部 4.11.4  第 1 部 4.14.3  第 1 部 4.18 第 1 部 4.27B  第 1 部 12.3 第 1 部 14.4.5	第 1 部 4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。 第 1 部 4.14.3 調節装置（調節装置の動作サイクル試験） 第 1 部 4.18 耐食性 第 1 部 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。 第 1 部 12.3 耐久性試験 第 1 部 14.4.5 ねじ締め式端子の耐食性	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第2 - 4部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部第9章	第1部第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部4.4.7  第1部4.9.2  4.6.1  4.6.2  第1部5.2.2  第1部5.3.1	第1部4.4.7 ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差し込みプラグの絶縁部分の耐トラッキング性  第1部4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電氣的及び熱的強度  4.6.1 移動灯器具の可とうケーブル及びコードの絶縁は、移動するとき及び照明器具の調節をするとき、又はその支持物に置くときに損傷を受けにくいものでなければならない。  4.6.2 照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその安全を損なう可能性のあるすべての箇所では、配線を絶縁物の線び（樋）、電線止め具又は同様の手段で固定する。  第1部5.2.2 照明器具製造業者が取り付けした電源コードに対する電氣的・機械的性能及び通常の使用温度における最高温度での耐劣化性  第1部5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第 2 - 4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				第 1 部第 12 章 第 1 部第 13 章 第 1 部 15.3.9 第 1 部 15.6.2 第 1 部 15.9.2	第 1 部第 12 章 耐久性試験及び温度試験 第 1 部第 13 章 耐熱性, 耐火性及び耐トラックグ 性 第 1 部 15.3.9 端子及び接続器は, 通常起こる機械 的, 電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない 。 第 1 部 15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 第 1 部 15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	
第七条 第 1 号	感電に対する保 護	電気用品には, 使用場所の状況及び電圧に応じ, 感 電のおそれがないように, 次に掲げる措置が講じら れるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに, 必 要に応じて, 接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	第 1 部 4.27C  第 1 部 4.27D  第 1 部 5.2.10	第 1 部 4.27C 非交換形光源をもつ照明器具 (照明 器具又は照明器具の部分を破壊することなく, 光源 の交換及び/又は充電部へ接触ができてはならな い。) 第 1 部 4.27D 使用者非交換形光源をもつ照明器具 (使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護す るカバーがあり, カバーに 3.2.22A による“感電注 意”記号が表示されている場合は, 二つ以上の独立 した固定手段によって, 所定の位置に保持されなけ ればならない。) 第 1 部 5.2.10 ケーブル又はコードが絶縁破壊した とき可触金属部分が充電部となるおそれがある場 合は, コード止め具は絶縁物を用いるか, 又は固着 絶縁ライニングを施さなければならない。	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第 2 - 4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				第1部 5.3.1.3  第1部第8章 4.11.1	第1部 5.3.1.3 内部配線に充電部となる導体を持ち、かつ、通常動作状態で可触金属部分があるクラスⅡ照明器具では、少なくとも接触箇所における絶縁は、例えば被覆ケーブル又はスリーブなどを適用することによって、電圧ストレスに応じた二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足しなければならない。  第1部第8章 感電に対する保護 4.11.1 差込み形口金用ソケットをもつクラスⅠ又はクラスⅡの移動灯照明器具は、次のいずれかでなければならない。 a) 照明器具が通常の使用状態に組み込まれているとき、ランプ口金に標準試験指が触れないように設計されていなければならない。 b) 金属製のランプソケットは、接地しなければならない。	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.15  第1部第7章 第1部 10.3	第1部 4.15 附属書A 導電部が感電を生じるかどうかを決める試験  第1部第7章 保護接地 第1部 10.3 接触電流、保護導体電流及び電気やけど	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第 2 - 4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.3  第 1 部 4.9 第 1 部 5.3.6  第 1 部第 9 章  第 1 部 10.2 第 1 部第 11 章 第 1 部第 12 章 第 1 部第 13 章  第 1 部 15.6.2 第 1 部 15.9.2	第 1 部 4.3 電線経路 電線はなめらかな経路に配し、シャープエッジ・ばり・铸はりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないようにならなければならない。 第 1 部 4.9 絶縁ライニング及びスリーブ 第 1 部 5.3.6 自在型照明器具で、照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可能性のあるすべての箇所では、配線を絶縁物の線ひ、電線止め具又は同様の手段で固定して擦れないようにしなければならない。 第 1 部第 9 章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 第 1 部 10.2 絶縁抵抗及び耐電圧 第 1 部第 11 章 沿面距離及び空間距離 第 1 部第 12 章 耐久性試験及び温度試験 第 1 部第 13 章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 第 1 部 15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 第 1 部 15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 3.2.9	第 1 部 3.2.9 可燃性材料表面への直接取付に適さない照明器具の表示	



## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第 2 - 4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き		材料の使用その他の措置が講じられるものとする。		第 1 部 3.2.13	第 1 部 3.2.13 被照射物が過熱する可能性がある照明器具の表示	
				第 1 部 3.3.4	第 1 部 3.3.4 照明器具が不燃性材料表面にだけ取付に適合している場合の表示	
				第 1 部 4.15.1	第 1 部 4.15.1 可炎性材料部分の発熱部からの分離、可炎性材料部分への激しく燃える材料の使用禁止	
				第 1 部 4.15.2	第 1 部 4.15.2 熱可塑性樹脂材料製照明器具の耐温度性	
				第 1 部 4.16	第 1 部 4.16 可炎性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策	
				第 1 部 4.21.4	第 1 部 4.21.4 絶縁材料製のランプ収納室の耐炎性及び着火性	
				第 1 部 4.26	第 1 部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段、ブローイング工法で断熱材施工する照明器具は、規定する検査プローブが侵入する開口部があってはならない。	
				第 1 部 4.27B	第 1 部 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止	
				第 1 部第 12 章	第 1 部第 12 章 耐久性試験及び温度試験	
			第 1 部 13.3	第 1 部 13.3 耐炎性及び耐着火性試験		

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第 2 - 4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 12.4  第 1 部 12.5	第 1 部 12.4 温度試験（通常動作）（照明器具が動作温度に達したときに可触部分、取り扱う部分調整する部分及び握る部分の過度の温度上昇があつてはならない。）  第 1 部 12.5 温度試験（異常動作）（手で触れるおそれのある部分の温度について規定されている。）	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.13.4  第 1 部 4.14  第 1 部 4.25  4.6.3	第 1 部 4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常的使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。  第 1 部 4.14 つり具及び調節手段（機械的なつり具の強度の適切な安全率）  第 1 部 4.25 機械的危険箇所 照明器具は、取付け工事中、通常使用時又は保守のときに、使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあつてはならない。  4.6.3 移動灯器具は、適度な安定性を備えていなければならない。	
第十一条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.4.4 第 1 部 4.9.2	第 1 部 4.4.4 ランプソケットの固定装置の機械的強度  第 1 部 4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電氣的及び熱的強度	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第 2 - 4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第 2 項続き		るものとする。		第 1 部 4.12.1	第 1 部 4.12.1 ねじ及び機械的接続部の機械的ストレス耐性	
				第 1 部 4.20	第 1 部 4.20 ラフサービス照明器具—振動に対する要求事項 ラフサービス照明器具は、振動に対して適切な耐性をもたなければならない。	
				第 1 部 4.21	第 1 部 4.21 保護シールド（ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の危険性があるため、保護シールドをもたなければならない。ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわないように設計しなければならない。）	
				第 1 部 8.2.6	第 1 部 8.2.6 感電に対する保護のためのカバー及びその他の部分の機械的強度	
				第 1 部 14.4.4	第 1 部 14.4.4 照明器具に組み込むねじ締め式端子の機械的強度	
				第 1 部 15.3.9	第 1 部 5.3.9 ねじなし端子及び接続器の機械的、電氣的及び熱的ストレス耐性	
				第 1 部 15.5.1	第 1 部 15.5.1 内部配線用のねじなし端子及び電気接続の機械的強度	
				第 1 部 15.8	第 1 部 15.8 ねじなし端子及び電気接続の機械的強度	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第2 - 4部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、一般的に、流出し、又は溶出することにより人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。
第十三条	電気用品から発生せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.24	第1部 4.24 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、それらのランプを使用したときに、過度の紫外放射をしてはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.26  第1部 12.5 第1部 12.6  第1部 12.7	第1部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段  第1部 12.5 温度試験 (異常動作) 第1部 12.6 温度試験 (ランプ制御装置が故障を起こした状態) 第1部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 ー 第2ー4部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部5.2.2 第1部5.3.1	第1部5.2.2 電源コードの導体の最小断面積の規定 第1部5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第 2 - 4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 0.3.1  第 1 部 11.2	第 1 部 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。  第 1 部 11.2 浴面距離及び空間距離  耐インパルスカテゴリに応じた浴面距離及び空間距離	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具に対する雑音の強さは、J55015 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部第 3 章 第 1 部 12.3.2	第 1 部第 3 章 表示  第 1 部 12.3.2 耐久性試験後の表示の可読性に対する規定	
第二十条第 1 項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 ー 第 2 ー 4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第 1 項続き		<p>易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第 2 項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第 3 項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているもの）に限り、産業用のものを除く。）</p> <p>機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されて

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-2-4 (201X) 規格名：照明器具 — 第 2 - 4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第 3 項続き		容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				いるため、整合規格は不要。
第二十 条第 4 項	表示（長期使用 製品安全表示制 度による表示）	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。